

岩見沢市民会館条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市民会館の使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第30号

岩見沢市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市民会館条例の一部を改正する条例

岩見沢市民会館条例(平成15年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第20条関係)

使用料

(単位:円)

種別		区分				
		時間 曜日	午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～16:30	夜間 17:30 ～22:00	全日 9:00 ～22:00
大 ホ ー ル	1階 席のみ	平日	市民 21,600 市民以外 27,000	市民 25,200 市民以外 31,500	市民 32,400 市民以外 40,500	市民 79,200 市民以外 99,000
		土曜	市民 26,100	市民 30,600	市民 38,700	市民 95,400
		日曜	市民以外 32,620	市民以外 38,250	市民以外 48,370	市民以外 119,240
	2階 席のみ	平日	市民 21,600 市民以外 27,000	市民 25,200 市民以外 31,500	市民 32,400 市民以外 40,500	市民 79,200 市民以外 99,000
		土曜	市民 26,100	市民 30,600	市民 38,700	市民 95,400
		日曜	市民以外 32,620	市民以外 38,250	市民以外 48,370	市民以外 119,240

全席	平日	市民 41,610	市民 48,560	市民 62,420	市民 152,590
		市民以外 52,020	市民以外 60,700	市民以外 78,030	市民以外 190,750
土曜	市民	市民	市民	市民	市民
	49,950	58,280	74,910	183,140	
	祝日	市民以外 62,430	市民以外 72,850	市民以外 93,640	市民以外 228,920
多目的室 1		1,680	1,980	2,400	6,080
多目的室 2		1,780	2,080	2,720	6,600
多目的室 3		1,560	1,880	2,300	5,760
リハーサル 室 1		1,560	1,880	2,500	5,960
リハーサル 室 2		1,560	1,880	2,500	5,960
アーティ ストルー ム 1		420	520	620	1,560
アーティ ストルー ム 2		420	520	620	1,560
アーティ ストルー		420	520	620	1,560

ム 3				
アーティ ストルーム 4	620	740	940	2,300
アーティ ストルーム 5	620	740	940	2,300
主 催 者 事 務 室	740	840	1,160	2,720
レ ス ト ラ ウンジ	1,560	1,880	2,400	5,860

備考

- 1 練習のために大ホールのステージのみを使用する場合の使用料は、大ホールの 1 階席のみの使用料とする。
- 2 市長は、使用者が使用当日においてあらかじめ許可された使用時間を超えて引き続き使用することとなる場合においては、会館の運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、延長時間 1 時間（1 時間未満は 1 時間とする。）につき当該各区分の 1 時間当たりの額とする。
- 3 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前 2 項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が 2 種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する割合を加えた額とする。ただし、入場料等が 510 円以下で、かつ営利若しくは営業を目的としない場合又は大ホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場

合には、この項の規定は適用しない。

区分	割合
入場料等を徴収せず、かつ営利又は営業目的の場合	20割
入場料等が1,000円以下の場合	20割
入場料等が1,000円を超える3,000円以下の場合	20割
入場料等が3,000円を超える場合	30割

4 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前3項により算定して得た額（以下「基本料金」という。）に冬期加算料（当該基本料金の5割の額）を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外において暖房を使用する場合は、この項の規定を適用する。

5 前各項により算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市民会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。